

令和6年3月

伊那市議会定例会議案
関係資料
(追加分)

令和6年3月7日

令和6年3月伊那市議会定例会議案関係資料（追加分）目次

議案第47号関係資料	伊那市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表……………	3
議案第48号関係資料	伊那市職員の旅費等に関する条例新旧対照表……………	4
議案第49号関係資料	伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例新旧対照表……………	5
議案第50号関係資料(1)	伊那市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例新旧対照表……………	6
議案第50号関係資料(2)	伊那市指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例新旧対照表……………	7
議案第51号関係資料	伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表……………	8

議案第47号関係資料

伊那市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
(委任) 第5条 この条例に定めるもののほか、 <u>特殊勤務手当の支給</u> に関し必要な事項は、市長が定める。			(委任) 第5条 この条例に定めるもののほか、 <u>特殊勤務手当</u> に関し必要な事項は、市長が定める。		
別表 (第2条関係) 特殊勤務手当表			別表 (第2条関係) 特殊勤務手当表		
種類	支給対象職員の範囲等	手当額	種類	支給対象職員の範囲等	手当額
略			略		
(4) 死体取扱手当	福祉事務所及び特別養護老人ホームに勤務する職員で死体の収容又は死後の処置に従事したもの	取り扱った1件につき2,000円	(4) 死体取扱手当	福祉事務所及び特別養護老人ホームに勤務する職員で死体の収容又は死後の処置に従事したもの	取り扱った1件につき2,000円
			(5) <u>災害応急作業等手当</u>	<u>大規模な災害として市長が定める災害に係る応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員</u>	<u>作業に従事した1日につき1,080円</u> (当該作業が日没時から日出時までの間に行われた場合にあつては、その額に100分の200を乗じて得た額) <u>を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して市長が定める額</u>

議案第48号関係資料

伊那市職員の旅費等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(旅費の調整) 第24条 略</p>	<p>(旅費の調整) 第24条 略 <u>2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することがその旅行の特殊性により困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。</u></p>

議案第49号関係資料

伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(促進区域における課税免除)</p> <p>第5条 促進区域内において、<u>地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日</u> (以下「同意日」という。) から令和6年3月31日又は令和6年3月31日までに新たに基本的な計画を作成する場合は当該計画の同意日の前日のいずれか早い日までに、<u>地域未来投資促進法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って、地域未来投資促進法第18条に規定する承認地域経済牽引事業</u> (地域未来投資促進法第25条の主務大臣が定める基準に適合することについて同条の規定による主務大臣の確認を受けたものに限る。) のための施設のうち、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令</u> (平成19年総務省令第94号) 第2条で定める対象施設 (以下「対象施設」という。) を設置した地域未来投資促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物 (当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。) 又はこれらの敷地である土地 (同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) について課する固定資産税は、新たに課することとなった年度から3年度分限り課税を免除するものとする。</p>	<p>(促進区域における課税免除)</p> <p>第5条 促進区域内において、平成29年9月29日から令和7年3月31日までに、<u>地域未来投資促進法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って、地域未来投資促進法第18条に規定する承認地域経済牽引事業</u> (地域未来投資促進法第25条の主務大臣が定める基準に適合することについて同条の規定による主務大臣の確認を受けたものに限る。) のための施設のうち、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令</u> (平成19年総務省令第94号) 第2条で定める対象施設 (以下「対象施設」という。) を設置した地域未来投資促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物 (当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。) 又はこれらの敷地である土地 (平成29年9月29日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) について課する固定資産税は、新たに課することとなった年度から3年度分限り課税を免除するものとする。</p>

議案第50号関係資料(1)

伊那市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(指定地域密着型サービス事業、指定居宅介護支援事業、指定地域密着型介護予防サービス事業及び指定介護予防支援事業の申請者の資格)</p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号の規定により条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(法第8条第23項に規定する複合型サービスをいい、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請に限る。)とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(指定地域密着型サービス事業、指定居宅介護支援事業、指定地域密着型介護予防サービス事業及び指定介護予防支援事業の申請者の資格)</p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号の規定により条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(法第8条第23項第1号に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請に限る。)とする。</p> <p>2 略</p>

議案第50号関係資料(2)

伊那市指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(複合型サービスの基本方針)</p> <p>第27条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第15条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>	<p>(複合型サービスの基本方針)</p> <p>第27条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(法第8条第23項第1号に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第15条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>

議案第51号関係資料

伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																
<p>(施設の設置)</p> <p>第4条 生活環境の清潔保持のため、次の公衆便所を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊那市駅前身体障害者用便所</td> <td>伊那市荒井3428番地7</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		伊那市駅前身体障害者用便所	伊那市荒井3428番地7	略		<p>(施設の設置)</p> <p>第4条 生活環境の清潔保持のため、次の公衆便所を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊那市駅前トイレ</td> <td>伊那市荒井3469番地1</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		伊那市駅前トイレ	伊那市荒井3469番地1	略	
名称	位置																
略																	
伊那市駅前身体障害者用便所	伊那市荒井3428番地7																
略																	
名称	位置																
略																	
伊那市駅前トイレ	伊那市荒井3469番地1																
略																	